

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120010	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	弁理士法	弁理士法第75条より、商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専任業務とされている。		知的財産管理技能士資格を有する行政書士が商標権の登録出願手続(意見書・修正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。	行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易度の高い行政手続を行える素養・能力が担保されている。商標登録出願は難易度が低い行政手続である。一般人に対し、商標登録出願や風俗営業許可申請などの実証実験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価をするであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う素養・能力がある。知的財産管理技能士試験科目に商標権利用(意見書・修正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士に「商標権の登録出願手続」(意見書・修正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、「商標権の登録出願手続」の実証実験をすれば能力担保が実証される。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というならば、特許庁主催の研修を義務付けられよう。知的財産管理技能士は職業能力開発促進法第44条の規定により実施されており、安定性が保証されている。	C	一方、行政書士となるための行政書士試験においては、商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもってして、知的財産制度に関する専門的知識と能力が担保されているといえない。 また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものである。よって、知的財産管理技能士試験において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出題されていたとしても、弁理士に求められているような特許庁への手続を代理人として設立を行うための高度な専門的知識や能力を担保するものではなく、その能力は別途研修を学ぶことにより担保されるものでない。 また、弁理士試験に関しては、試験科目が法律で定められており(弁理士法第10条)、試験の実施方法についても、法律において筆記(短答、論文式)及び口述にて行うことが規定されている(弁理士法第9条)一方、知的財産管理技能士試験においては、職業能力開発促進法第44条において、「技能検定を行うこと」、「技能検定は、実技試験及び学科試験によって行うこと」が規定されているのみであり、試験科目、試験の実施方法は法律に規定がなく、それに加え、「知的財産管理」について技能検定を行われなくとも法令で規定されるに止まっている。 そのため、知的財産管理技能士検定は、弁理士試験と比較した場合に、試験の実施方法や試験科目及び内容の変更が容易であり、試験より判定される知識・能力の範囲、レベルについて、弁理士試験と同程度の安定性が保証されているとはいえない。 したがって、知的財産管理技能士である行政書士について、商標登録出願等の手続代理業務を担わせることは適切でない。	1 0 1 0	個人	香川県	総務省 経済産業省		
1120020	マイクログリッド構築のための特定地域一括高圧受電	電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第2項	特定規模(高圧・特別高圧)以上の電気の需要に対する供給に当たっては、電気事業法施行規則第2条の2第2項で規定する「一の需要場所」を単位とした需要と規定されている。		電気事業法施行規則第2条の2第2項より「一の需要場所」における電気の需要の要件に「同一特定規模電気事業と規定されているが、マイクログリッドを構築した特定の地域を「一の需要場所」とみなし「一の契約」として一括で高圧受電出来るように緩和する。	＜具体的事業の実施内容＞ 商店街(90店舗程度)や複合集落(100人程度)単位でマイクログリッドを構築している地域をこの需要場所とみなし、その代表者が一般電気事業者との高圧受電契約を結び、当該需要場所内の各電気需要家の電力使用量を合算し一括で電気料金を支払えるようにする。またこの一の需要場所をもってマイクログリッドを構築し、グリッド内に再生可能エネルギー発電所を設けCO2削減に寄与し、その発電量や電力需要量を監視、コントロールすることによりグリッド内の電力使用量の平準化を図る。 ＜提案理由＞ CO2削減に向けて再生可能エネルギー発電所を増強することは不可欠である。更にこれをマイクログリッド内に連結し、同発電所の発電量並びに各電気需要家のグリッド全体の電力需要量を、全体で一括監視、コントロールできれば、そのCO2削減効果は大きい。しかしながら、現在の電気事業法は一般電気事業者と電気需要家の契約は個々の一の需要場所に対してそれぞれ一契約のため、全体を一括監視、コントロールする意図に反している。そこで一つのマイクログリッド構築地域を「一の需要場所」とみなし高圧受電が認められれば、全体を一括監視、コントロールする意義が大きく生じ、結果として各電気需要家の電気料金の削減、CO2削減が促進され社会的経済的効果が非常に大きくなると見込まれる。 ＜代替措置＞ 本来であれば高圧受電以下の配電設備網を新たに設置しなければならないが、現状ではこれは既に電気事業者所有の設備網として存在し使用している。そこで二重投資を防ぐため、その使用中の設備網を電気事業者から借入れられる措置が必要である。	D	自らが再生可能エネルギー発電設備の設置と併せてマイクログリッド内に電気の供給を行うのであれば、現在の電気事業法第17条の規定に基づき特定供給の許可を得ることに対応し得ると考えます。この場合、例えば電気事業法施行規則第21条第3号の規定に基づき、マイクログリッドを構成する需要家と共同で組合を設立することにより、経済産業省令で規定する「密接な関係」を満たすこととなります。 従って、上記の要件を満たした上で、一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないれば許可要件を満たすと考えます。 以上より、現行制度で対応可能と考えます。	1 0 3 0 0	ヤキー株式会社、エネルギーブローカー株式会社、美川開発株式会社	東京都、山口県	経済産業省		
1120030	米エタノールの工業用アルコールの要件緩和	アルコール事業法	アルコール事業法では90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、使用を行うこととなる場合は事前に許可を取得する必要がある。		岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余剰なくしている水田が5,800ha(全水田の36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成18年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的にこの関係発掘によりエタノール化の性格検証を行っており、原単価を下げたため、平成18年度より鶏つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付作を始めている。 一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは単価が高く、事業化は困難と見られている。 このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消費用アルコールの主な需要帯である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、蒸留で割増のコストが必要となってしまう。 工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。 このため、来年度生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村別で認定、定増検査の実施等により正が行われなかったことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。	D	アルコール事業法においては90度以上のアルコールの製造、輸入、販売、又は使用を業として行うものを規制の対象としており、提案内容は90度未満のアルコールに係るものであることから現行のアルコール事業法に抵触していることか実施可能である。	1 0 8 0 1 0	福岡固体発酵法と製造物カスケード利用によるエタノール事業化プロジェクト	奥州市、農事組合法人アグリ電産、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省		

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120040	太陽光発電設備の設置面積の緑地面積への算入	工場立地法施行規則第9条、第4条	工場立地法では、工場の敷地面積における緑地面積の割合を20%以上、緑地及び緑地以外の環境面積の割合を25%以上と定めている。 緑地及び環境施設の種類割合は、自治体が地域性を考慮して条例で別途定めることが可能。 また、平成22年6月30日から、一定条件を満たす太陽光発電施設については、環境施設として取り扱う規制を緩和した。		○太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。	○工場立地法において、敷地面積9,000㎡以上または建物面積3,000㎡以上の工場については、敷地面積について緑化基準を設け、基準面積以上の緑化を義務付けている。 ○太陽光発電設備の設置には広い敷地が必要になるが、上記基準を満たすための緑地分については設置できない状況である。 ○太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。	D	-	工場立地法において緑地に太陽光発電設備を位置づけることについては、本年1月から3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会においても検討されたが、緑地は、アメリニ効果や水質向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電設備を緑地に加えることは適当ではないとの結論に至ったところ(同小委員会の検討結果を踏まえ、平成22年6月30日に省令を改正し太陽光発電設備を緑地以外の環境施設として位置づけ)。 太陽光発電設備を緑地面積として算入することを可能とする、工場に緑地を設けない(緑地を全て太陽光発電設備に置き換える場合等)ケースでも認められることとなる。かかるケースを認めることは、一定規模以上の工場に対して緑地の確保を義務付けることにより、工場と地域の調和を実現し、工場立地の適正化を図るとし、本法の目的に反することとなる。 また、太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することは妥当ではない。 なお、現行の制度でも工場立地法における地域準則制度(都道府県等が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)や企業立地促進法に基づく市町村準則制度(一定の条件を満たした市町村が条例を制定することで国が定める緑地面積率等の基準を上書きできる制度)を活用し、緑地面積率を減らし、環境施設面積率を増やす条例を地方公共団体が制定することにより太陽光発電設備の導入拡大を図ることも可能であると考えられる。	豊田市次世代街づくりプロジェクト	1 0 5 2 0 1 0	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省
1120050	太陽光発電設備における一般用電気工作物の要件緩和	電気事業法第38条第2項、電気事業法施行規則第48条第4項第1号	電気事業法上、600V以下の電気の発用する太陽光発電設備であつて、その出力が20kW未満のもの、一般用電気工作物として扱われ、保安規程の届出や主任技術者の選任に係る義務等が課せられている。		○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	○現状、20kW未満の太陽光発電設備については一般用電気工作物とされており、それ以上の容量になった場合は自家用電気工作物となる。 ○自家用電気工作物とされた場合は、電気主任技術者の選任や、厳しい保安基準の適用を受ける等、設置者の負担が大きい。 ○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	F	-	太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大については、本年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対応方針」において、安全性確保の観点からの技術的検討を平成22年度中に検討し、結論を得ることとしている。 これを踏まえ、7月15日に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会第24回電力安全小委員会を開催し、検討を開始したところ。 今後検討を進め、年度内に結論を得ることとする。	トヨタ自動車株式会社	1 0 5 2 0 0 0	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省
1120060	特定の回路を用いた場合の電気用品の適合性検査の必要性の緩和	電気用品安全法第9条	「特定電気用品」は、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は危害の発生のおそれが多いものであるため、第三者たる経済産業大臣の登録を受けた者による適合性検査(第9条)を受けなければならない。		特定の回路やチップを用いた場合の実証実験をすることを求める。	家庭用のコンセントや電力ケーブルに接続して利用するエコワット等のセンサ等を利用する場合、機器を一般家庭に導入してある程度の規模で実験を行うため、通常の製品と同等の安全性を担保する必要がある。特定電気用品の適合性検査が必要となる。実証実験を繰り返す際には、検査不要で電気用品を利用可能とすることを求める。 電気回路は、すでに適合性検査を受けたものと同等の設計で利用しているため、内部のセンサの構成(100Vに關係しない部分)の変更に関しては毎回の検査は不要である。	D	-	エコワットについては特定電気用品の配線器具(型式区分は配線器具)その他の差込み接続器)に該当します。電気用品安全法第9条第1項のただし書きにより、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に同項第2号に基づく適合性検査の証明書の交付を受けこれを保存している場合、7年間(エコワットの場合)は適合性検査が免除されます。 要件が満たされているセンサデバイスを変更(電気用品安全法施行規則(別表第2)中の型式の区分の「要素」区分のいずれの変更もない場合に限る。)しても型式区分の変更はないため、同一の型式に属する特定電気用品となることから、上記のただし書きが適用され、7年間は検査が免除されますので、現行制度においても、提出された要望は満たすものと考えております。	豊田市次世代街づくりプロジェクト	1 0 5 2 1 0 0	名古屋大学	愛知県	経済産業省
1120070	電気バス導入のための実証実験の非営利目的認定	財政法第9条第1項、物品の無償貸付及び譲与に関する法律第2条、第5条、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条	国の財産を貸し付ける場合は、適正な対価なくして貸し付けることはできないとされている(財政法第9条第1項)。 ただし、地方公共団体等が行う試験研究等の用に供する機器を借り受ける場合等公益に資することが確実な場合等については例外的に物品を無償で貸し付けることを認められている。(物品の無償貸付及び譲与に関する法律第2条、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条)		経済産業省が保有している低床型電気バス(電気バス)を富山市または法人(第3セクター「まちづくりとやま」)が借り受け、市内のコミュニティバス路線に電気バスを導入する実証実験を実施できるようにする。	北陸電力は、経済産業省H20年度補正予算事業(H21.4~H22.1)による委託を受けて低床型電気バス(電気バス)を開発しました。また、この電気バスを用いて既存バス路線での実証運行試験(H22.2~H22.3)も行っています。しかし、この実証試験の実施期間は2週間に過ぎず、富山市または法人はこの電気バスを借り受け、市内の路線バスとして運行する実証試験をさらに継続したいと考えています。 経済産業省が実施した試験は開発された電気バスが路線使用に耐え得ることを実証するためのものですが、低床モデル都市である富山市の公共交通活性化を軸としたコンパクトシティ構想の中で、将来的にコミュニティバスを電気バスに置き換えるためには同条件での更なる実証試験(四季を通じた運行による季節変動調査、電池性能の経年劣化調査等)が不可欠です。 更なる実証試験を継続するための課題として、一つは主体となる可能性がある法人が右記根拠法第2条のいずれにも該当しないこと、もう一つは経済産業省が実施した際には問題とならなかった運賃を徴収しての路線運行があります。特に二点目については、中部経済産業局にご指摘頂いております。これは、無償貸付の条件となっている試験研究等の用に、営利目的の使用は含まれないとの理由に該当すると考えますが、全の実証試験と同様に市民が日常的に足として利用するコミュニティバスにおいて、ディーゼルのバスは有料電気バスは無料とすることは公平性の観点から不適切と考えます。	D	-	経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条の規定は、経済産業省が所有する物品を無償で貸し付けることができる場合について定めたものであり、地方公共団体や第三セクター等が所定の手続を経た上で当該機器を借り受け行う実証実験の実施について規制しているものではなく、実証実験の実施は、これにより制約されない。 したがって、富山市が所定の手続を経て、当該機器を無償で借り受け、運賃徴収を伴う実証実験を実施したり、第三セクター「まちづくりとやま」が所定の手続を経て、当該機器を有償で借り受け運賃徴収を伴う実証実験を実施したりすることは現在も可能となっている。	財団法人北陸産業活性化センター	1 0 5 3 0 1 0	財団法人北陸産業活性化センター	富山県	経済産業省

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120120	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた省エネ法に関する特例措置	エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条 (建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)	住宅・建築物の建築主等に空調設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めることを義務付けるとともに、一定規模以上の住宅・建築物の建築主等に対し、空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置について都道府県知事等に届け出ることが義務付けられる。		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。	環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の外気や地熱などを利用することにより実現可能であるにも関わらず、経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、当該プロジェクトでは、日本産業の国際競争力強化を主題に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 岩見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有しているため、当該プロジェクトを最も効率的に実施可能な地域と考える。 【プロジェクト内容】 ○環境配慮型データセンター-利用促進に関する取り組み 省エネ法の建築主等エネルギー基準判断項目「判断基準値」について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。	D	-	建築物のうち、データセンター部分は、御指摘の省エネ基準(建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号))において「工場等」として取り扱われる。 省エネ基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条に基づき建築主等の判断基準として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準が定められているが、「工場等」は照明設備・給湯設備(送湯管を有する中央熱源方式の給湯設備に限る)のみについて基準が定められているに過ぎず、「環境配慮型クラウドデータセンター」の立地の妨げになっているとは考えられない。	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 1 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラル、ネットワンステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アークセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO はまなず活性化推進機構	北海道	経済産業省 国土交通省
1120130	データセンターに対する共通評価指標策定要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 「環境配慮型データセンター」としての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷時、過年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。	E	-	本要望にかかる規制は存在しないものの、データセンターの環境評価指標(DPPE)については、現在、グリーンIT推進協議会(民間団体)を中心に、標準化に向けた取り組みを進めており、今後はその実行性を検証して早期の確立を目指していくこととしている。	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 2 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラル、ネットワンステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アークセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO はまなず活性化推進機構	北海道	経済省 経済産業省
1120140	データセンターの政府調達基準策定要望と、データセンターシステムの標準化要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み -官民協働利用など利用促進に向けた取り組み 情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離調達に関し、データセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分別調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。	E	-	(官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。 に対する回答) 本要望にかかる規制は存在しないものの、公益性の高いクラウドシステムの構築に当たっては、相互運用可能なシステム構築できるように、技術参照モデル(共通基盤)システム間の相互運用性を確保する基準等を整備すると共に、その普及促進を図っていく。	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	1 0 6 3 0 3 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラル、ネットワンステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アークセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO はまなず活性化推進機構	北海道	経済省 経済産業省